

広告募集案内【定価制】
(イベント等協賛募集仕様書)

「よこはまウォーキングポイント～歩いてポイント貯めてみんなで楽しく健康づくり～」の港北区版イベントに広告協賛者として参加してくださる事業者を以下のとおり募集します。

■対象事業

名 称	ウォーキングを始めよう！港北区スポット巡り
事業概要	<p>健康寿命の延伸を目標に、日常生活の中で気軽に楽しみながらウォーキングを通じた健康づくりが実践できるよう、横浜市では「よこはまウォーキングポイント（YWP）」事業を実施しています。</p> <p>今回、YWPのスマホアプリのリニューアルを機に、新たなスマホアプリ利用者を増やす取組として、港北区内でウォーキングイベントを開催します。特に、<u>区内の働き世代のスマホアプリ新規利用者の増加を目指して</u>、港北区とゆかりのある企業様と連携してイベントを実施します。</p> <p>参加者は、区内数か所のスポットで電子スタンプをすべて集めると、各種景品が当たる抽選に応募できます。 (抽選は令和4年11月末、景品発送は令和4年12月上旬を予定しています)</p>
日 時	令和4年10月21日（金）～令和4年11月23日（水）
開催場所	港北区内
参加者数・ 参加者層	<p>約5,000人の参加を想定 参考：本年度同イベント7月開催時の参加者数 約2,300人</p>

■港北区がご協力いただきたいこと

	項 目	内 容
1	応募要件を満たした方に対する景品のご提供	<p>抽選に当選した方にお渡しする景品をご提供ください。 ご提供いただく時期は令和4年11月中を予定しています。</p> <p>【賞品イメージ】</p> <p>・協賛企業関連景品×5口程度 ※1口数千円程度の景品</p>

■港北区からご提供できるスポンサーメリット

	項目	内容	備考
1	港北区ウェブサイト に企業名及びロゴマ ークを掲載	港北区のウェブページに企業名及びロゴマークを掲載します。 また、企業ウェブサイトへのリンク設定も行います。 【掲載期間】令和4年10月から令和5年3月まで	掲載期間は、企 業からのお申 し出が無い場 合は自動延長 します。
2	イベントチラシに 企業名またはロゴマ ークを掲載	ミッションイベントのチラシに企業名またはロゴマークを掲載 します。チラシは、関係各所で配布します。 【発行部数】2,000部（予定）	
3	YWP参加者への お知らせ・プッシュ 通知による広報	YWPの参加者へのイベント告知に港北区のウェブページへの リンクを掲載し、当該ページにて企業名及びロゴマークが露出 します。 【参加者数】約8万人	
4	公式SNSによる 広報	港北区公式 Twitter 上で広報し、横浜市公式 LINE アカウントに てイベントの情報を市民向けに発信します（市公式 16.5 万人の リツイート）。 【お願い】 開催前及び開催中、港北区公式 Twitter アカウントでのイベ ント広告にリツイートするとともに、自社の健康づくりの取組 みPRを兼ねて、自社アカウントにイベント情報を投稿するな ど、 <u>協賛企業様のツイートでイベントを盛り上げてください</u> 。 YWPスマホアプリを利用していない「働き世代」に向けた、 イベントの認知拡大にご協力お願いします。	
5	記者発表資料に 企業名またはロゴマ ークを掲載	記者発表資料に企業名またはロゴマークを掲載します。	

■ご留意いただきたい点

ご提供いただく景品 について	<p>(1) 本イベントに対する広告協賛については、本市が広告を請け負う請負契 約に該当します。</p> <p>(2) 景品の発送は 12 月上旬を予定していますので、ご提供いただく時期は 11 月中でお願いします。</p> <p>(3) ご提供いただく景品の内容については、景品表示等各種法令や横浜市広 告掲載要綱、横浜市広告掲載基準その他の広告関連規程を遵守してくださ い。</p> <p>(4) 広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合があります ので、あらかじめご了承ください。</p> <p>(5) ご提供いただく景品については、原則として 600 円以内で配送できるも の※に限ります。配送に 600 円を超える金額を要する景品についてはご 相談ください。</p> <p>(6) ご提供いただく景品に、個人情報収集するアンケートはがき等は同封 しないでください。</p>
-------------------	---

<p>ご提供いただく景品 について</p>	<p>(7) チラシ及び横浜市 WEB ページにご提供いただく企業ロゴマークや景品のイメージ画像を掲載しますので、画像提供のご協力をお願いします。</p> <p>(8) ご提供いただく景品類は、発送後から3か月以上使用可能なものとしてください。</p> <p>(9) イベントの開催取りやめ及び開催途中での中止が決定した場合は、景品のご提供及び広告掲出等については実施しない場合もあります。その際に発生した損害については、港北区では責任を負いかねますので、ご了承ください。</p> <p>※①重さ1kg 以内で、長3もしくは角2封筒に入るもの、及び ②縦・横・高さの合計が 60cm 以内の箱に収まるもの</p>
---------------------------	--

■申込み

<p>申 込 条 件</p>	<p>港北区とゆかりのある広告協賛企業自らお申込みください。</p>
<p>申 込 方 法</p>	<p>申込書（別紙）をEメールで下記申込先へ送付してください。</p>
<p>事業者選定方法</p>	<p>上記「ご留意いただきたい点」記載の留意点に合致するもののうち、港北区とゆかりがあり、本イベントとの整合性が認められるものを、先着順方式で選定します（先着5者を選定）。</p>
<p>募 集 開 始 日</p>	<p>令和4年9月9日（金）</p>
<p>申 込 期 間</p>	<p>令和4年9月9日（金）から令和4年9月22日（木）まで</p>
<p>申 込 先</p>	<p>（担当課名）横浜市港北区役所福祉保健課 （所在地）〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 26-1 （T E L）045-540-2362 （Eメール）ko-fukuho@city.yokohama.jp</p>

■申込み後の手続き

- 1 【お申込みから5日以内】横浜市から選定（または不選定）通知をお送りします。
- 2 選定通知受領後、承諾書（選定通知に同封）に記名押印及び収入印紙貼付後、横浜市港北区福祉保健課までご返送ください。なお、この承諾書は広告請負に関する契約書の代わりとなり、印紙税法に基づく課税文書となります。
- 3 ご提供いただく物品を納品してください。納品時期は、令和4年11月頃を予定しています。

広告掲載申込書（イベント協賛等：先着順）

横浜市長

以下のとおり申し込みます。

申 込 者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX	TEL	/ FAX
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広 告 主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申 込 内 容	募集対象事業名称	ウォーキングを始めよう！港北区スポット巡り		
	協賛内容 ※該当するものに「○」を記入し てください。	協賛金の提供	口 円	
		物品の提供	物品製作に係る経費_____千円（概算） ※横浜市として経費縮減効果額を算定するための参考と して使わせて頂きます。	
		その他		
	広告内容 ※広告の掲載がある場合のみ記 入してください。			
個人情報の収集	有 ・ ○ 無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） □名前 □住所 □電話番号 □E-mail □年齢 □性別 □その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）		
誓約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うことに同意します。 ・申込者が広告代理店である場合、広告主に対して横浜市が定める広告料を超える金額で販売しません。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 			

※ ご記入いただいたEメールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない ・ 登録済）